

1. Press Releases/Topics

～大都市圏バイヤー個別商談会事業～ 「ニッポンの百貨をおもしろく。」日本百貨店 出品事業者商談会

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室

この度、岐阜県内の事業者さまと大都市圏の有名バイヤー企業さまとの商談の場を提供する【～大都市圏バイヤー個別商談会事業～「ニッポンの百貨をおもしろく。」日本百貨店 出品事業者商談会】を以下のとおり開催いたします。

記

名 称	～大都市圏バイヤー個別商談会事業～ 「ニッポンの百貨をおもしろく。」日本百貨店 出品事業者商談会
バイヤー名	株式会社日本百貨店
開催日	2024年8月29日(木)・30日(金)
開催方法	個別商談会形式(運営上の都合により、オンラインとなる場合があります。)
会場	十六銀行本店ビル
募集期限	2024年7月24日(水)
バイヤーニーズ	日本百貨店の直営店、催事出店、オンラインショップにて出品したい事業者を募集します。 【参加条件】 ・メイドインジャパン(最終加工地が日本)の商品であること ・岐阜ならではの特徴を持つ商品であること ・地元では有名だが、他のエリアでは知られていないような商品であること ・FCPシートなど、商品規格書の記入ができる 【商品条件】 十六銀行ホームページ内「ご案内チラシ」にてご確認ください。
内 容	・バイヤー企業さまが募集するニーズ情報をもとにサプライヤー企業さまがエントリーを行う逆見本市形式の商談会です。 ・バイヤー企業さまにより事前選考を行い、通過したサプライヤー企業さまと1対1の個別商談を行います。
募集社数	8社程度(書類選考通過企業)
参加費	無料
注 意 事 項	・バイヤー企業さまの希望により個別商談会の設定を行います。ご希望の商談をしていただけない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・お申込みにあたっては、十六銀行ホームページ内「ご案内チラシ」および「エントリーシート」に記載の事項を十分にご確認ください。
申込方法 詳 細	十六銀行ホームページ 【URL】 https://www.juroku.co.jp/seminar/post_156.html

以上

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「無料相談会」8月の相談日をお知らせします。
※相談方法は電話相談とZoom(オンライン)相談となります。
※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程		相談方法
渡辺弁護士 お1人さま20分	8月6日(火) 14:00~15:20	・Zoom相談【推奨】 ・電話相談 ※どちらか選択
	8月16日(金) 14:00~15:20	
	8月20日(火) 14:00~15:20	
	8月27日(火) 14:00~15:20	
山口弁護士 お1人さま30分	8月6日(火) 13:30~15:00	・電話相談
	8月13日(火) 13:30~15:00	
	8月20日(火) 13:30~15:00	
	8月27日(火) 13:30~15:00	

(2) 税務相談会

日程		相談方法
小野税理士 お1人さま30分	8月7日(水) 13:00~16:00	・電話相談
	8月8日(木) 13:00~16:00	
	8月14日(水) 13:00~16:00	
	8月15日(木) 13:00~16:00	
	8月21日(水) 13:00~16:00	
	8月22日(木) 13:00~16:00	

2. 公的機関情報

中小企業省力化投資補助金

概要	中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等が IoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助いたします。
補助対象者	人手不足の状態にある中小企業等
補助対象	補助対象としてカタログに登録された製品等
補助上限額	従業員数 5 名以下:200 万円(300 万円) 従業員数 6~20 名:500 万円(750 万円) 従業員数 21 名以上:1,000 万円(1,500 万円) ※賃上げ要件を達成した場合、()内の値に補助上限額を引き上げ
補助率	1/2 以下
製品カテゴリ	A.清掃ロボット B.配膳ロボット C.自動倉庫 D.検品・仕分システム E.無人搬送車(AGV・AMR) F.スチームコンプレッションオープン G.券売機 H.自動チェックイン機 I.自動精算機 J.タブレット型給油許可システム K.オートラベラー L.飲料補充ロボット M.デジタル紙面色校正装置 N.測量機
申請締切日	2024 年 7 月 19 日(金)17:00(予定)
詳細申請方法	中小企業省力化投資補助金専用ホームページ 【URL】 https://shoryokuka.smr.j.go.jp/

【岐阜県】岐阜県太陽光発電設備等設置費事業者補助金

補助対象事業者	岐阜県内の自らが事業を営む建物を有する事務所又は事業所に補助対象設備を設置する者
補助対象設備補助額等	○太陽光発電設備 ・太陽光発電設備のみを設置する場合【最大 150 万円】 5 万円/kW(上限 30kW) ・太陽光発電設備と蓄電池を同時に設置する場合【最大 300 万円】 5 万円/kW(上限 60kW) ○蓄電池 ・産業用蓄電池(4,800Ah・セル)の場合【最大 126 万円】 最大 6 万 3 千円/kWh(上限 20kWh) ・家庭用蓄電池(4,800Ah・セル)の場合【最大 102 万円】 最大 5 万 1 千円/kWh(上限 20kWh)
主な補助要件	・太陽光発電設備の導入は必須(蓄電池のみの導入は対象外) ・発電した電力の 50%以上を自家消費すること ・その他、詳細な要件は要綱をご確認ください
募集期限	令和 6 年 12 月 27 日(金)まで ・予算の上限に達した場合は、期間内であっても受付を終了します ・受付を終了する場合は、ホームページにてお知らせします
詳細申請方法	岐阜県ホームページ 【URL】 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/287442.html

【岐阜県】事業者向け太陽光パネル共同購入キャンペーン「みんなの会社に太陽光」

内 容	本キャンペーンは、岐阜県と協定を締結したアイチューザー株式会社が、太陽光パネルの共同購入希望者を募集し、一括発注により価格を引き下げ、太陽光パネルの設置を後押しするもの。
事業実施者	アイチューザー株式会社(※岐阜県協定締結事業者)
概要	・専用 WEB サイトから登録いただくと、太陽光パネルを設置した場合の投資回収年数、コスト削減効果等が確認できます(無料)。 ・詳細な見積りを希望される場合は現地調査を踏まえた最終見積りが提供され、そのうえで購入をご判断いただきます。 ※登録だけでは購入義務は生じません。
募集期限	令和 6 年 9 月 6 日(金曜日)
対象者	岐阜県内に事業所を有する方(太陽光パネル 10kW 以上 2,000kW 未満)
詳細応募方法	岐阜県ホームページ 【URL】 https://www.pref.gifu.lg.jp/site/pressrelease/358341.html

中堅・中小企業の賃上げに向けた省力化等の大規模成長投資補助金(2次公募)

概要	中堅・中小企業が、持続的な賃上げを目的として、足元の人手不足に対応した省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資に対して補助を行います。
予算額	総額 3,000 億円(令和 8 年度までの国庫債務負担含む)
補助上限額	50 億円(補助率 1/3 以内)
補助事業期間	交付決定日から最長で令和 8 年 12 月末まで
補助対象者	中堅・中小企業(常時使用する従業員数が 2,000 人以下の会社等) ※単体ベース
補助事業の要件	【一般枠】 ① 投資額 10 億円以上(専門家経費・外注費を除く補助対象経費分) ② 賃上げ要件(補助事業の終了後 3 年間の対象事業に関わる従業員等 1 人当たり給与支給総額の年平均上昇率が、事業実施場所の都道府県における直近 5 年間の最低賃金の年平均上昇率以上) 【特別枠】上記①、②に加えて以下の要件を満たすこと。 ③令和 6 年度中に補助事業の完了が見込まれること
補助対象経費	建物費(拠点新設・増築等)、機械装置費(器具・備品費含む)、ソフトウェア費、外注費、専門家経費 ※建物費は生産設備等の導入に必要なものに限ります。なお、土地代は対象外。
公募期限	2024 年 8 月 9 日(金) 17 時
詳細申請方法	中堅・中小成長投資補助金事務局ホームページ 【URL】 https://seichotoushi-hojo.jp/

第12回 事業再構築補助金

対 象	<p>成長分野進出枠(通常類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 ・国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者 <p>成長分野進出枠(GX 進出類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者 <p>コロナ回復加速化枠(通常類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者 <p>コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者 <p>サプライチェーン強靱化枠</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者 																		
補 助 上 限 額 補 助 率	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1032 756 1115">事業類型</th> <th data-bbox="756 1032 1150 1115">補助上限額 ※従業員 30 人の場合</th> <th data-bbox="1150 1032 1430 1115">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1115 756 1211">成長分野進出枠 (通常類型)</td> <td data-bbox="756 1115 1150 1211">3,000 万円 (※4,000 万円) ※短期に大規模貸上げを行う場合</td> <td data-bbox="1150 1115 1430 1211">中小企業 1/2 (※2/3) 中堅企業 1/3 (※1/2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1211 756 1330">成長分野進出枠 (GX 進出類型)</td> <td data-bbox="756 1211 1150 1330">中小 : 5,000 万円 (※6,000 万円) 中堅 : 1 億円 (※1.5 億円) ※短期に大規模貸上げを行う場合</td> <td data-bbox="1150 1211 1430 1330">※短期に大規模貸上げ を行う場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1330 756 1413">コロナ回復加速化枠 (通常類型)</td> <td data-bbox="756 1330 1150 1413">2,000 万円</td> <td data-bbox="1150 1330 1430 1413">中小企業 2/3 中堅企業 1/2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1413 756 1496">コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)</td> <td data-bbox="756 1413 1150 1496">1,500 万円</td> <td data-bbox="1150 1413 1430 1496">中小企業 3/4 (一部 2/3) 中堅企業 2/3 (一部 1/2)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1496 756 1592">サプライチェーン強靱化枠</td> <td data-bbox="756 1496 1150 1592">3 億円 (※5 億円) ※建設費を含む場合</td> <td data-bbox="1150 1496 1430 1592">中小企業 1/2 中堅企業 1/3</td> </tr> </tbody> </table>	事業類型	補助上限額 ※従業員 30 人の場合	補助率	成長分野進出枠 (通常類型)	3,000 万円 (※4,000 万円) ※短期に大規模貸上げを行う場合	中小企業 1/2 (※2/3) 中堅企業 1/3 (※1/2)	成長分野進出枠 (GX 進出類型)	中小 : 5,000 万円 (※6,000 万円) 中堅 : 1 億円 (※1.5 億円) ※短期に大規模貸上げを行う場合	※短期に大規模貸上げ を行う場合	コロナ回復加速化枠 (通常類型)	2,000 万円	中小企業 2/3 中堅企業 1/2	コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)	1,500 万円	中小企業 3/4 (一部 2/3) 中堅企業 2/3 (一部 1/2)	サプライチェーン強靱化枠	3 億円 (※5 億円) ※建設費を含む場合	中小企業 1/2 中堅企業 1/3
事業類型	補助上限額 ※従業員 30 人の場合	補助率																	
成長分野進出枠 (通常類型)	3,000 万円 (※4,000 万円) ※短期に大規模貸上げを行う場合	中小企業 1/2 (※2/3) 中堅企業 1/3 (※1/2)																	
成長分野進出枠 (GX 進出類型)	中小 : 5,000 万円 (※6,000 万円) 中堅 : 1 億円 (※1.5 億円) ※短期に大規模貸上げを行う場合	※短期に大規模貸上げ を行う場合																	
コロナ回復加速化枠 (通常類型)	2,000 万円	中小企業 2/3 中堅企業 1/2																	
コロナ回復加速化枠 (最低賃金類型)	1,500 万円	中小企業 3/4 (一部 2/3) 中堅企業 2/3 (一部 1/2)																	
サプライチェーン強靱化枠	3 億円 (※5 億円) ※建設費を含む場合	中小企業 1/2 中堅企業 1/3																	
必 須 要 件	<p>A: 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業である</p> <p>B: 事業計画を金融機関等や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けていること</p> <p>C: 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率 3.0～5.0%(事業類型により異なる)以上増加又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率 3.0～5.0%(事業類型により異なる)以上増加</p>																		
応 募 締 切	令和 6 年 7 月 26 日 (金) 18:00 まで(厳守)																		
詳 細 申 請 方 法	<p>事業再構築補助金事務局ホームページ</p> <p>【URL】 https://jigyousaikouchiku.go.jp/</p>																		

IT 導入補助金 2024

補助対象ツール	対象となる IT ツール(ソフトウェア、サービス等)は事前に事務局の審査を受け、補助金 HP に公開(登録)されているものとなります。 ※複数社連携 IT 導入枠を除く																																			
補助額 補助率 補助対象経費	<table border="1"> <tr> <th>枠</th> <th>通常枠</th> <th>セキュリティ対策推進枠</th> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>5万円～150万円未満</td> <td>150万円～450万円以下</td> </tr> <tr> <td>機能要件</td> <td>1プロセス以上</td> <td>4プロセス以上</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td colspan="2">1/2以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費</td> <td>サービス利用料(最大2年分)</td> </tr> </table>		枠	通常枠	セキュリティ対策推進枠	補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下	機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上	補助率	1/2以内		対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス利用料(最大2年分)	<table border="1"> <tr> <th>枠</th> <th>インボイス枠</th> <th>複数社連携 IT 導入枠</th> </tr> <tr> <td>類型</td> <td>インボイス対応類型</td> <td>電子取引類型</td> </tr> <tr> <td>補助額</td> <td>ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分</td> <td>PC・タブレット等 ～10万円 レジ・券売機 ～20万円</td> </tr> <tr> <td>機能要件</td> <td>会計・受発注・決済のうち1機能以上</td> <td>左記ITツールの使用に資するもの</td> </tr> <tr> <td>補助率</td> <td>3/4以内 ※小規模事業者は4/5</td> <td>2/3以内 1/2以内</td> </tr> <tr> <td>対象経費</td> <td>ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費</td> <td>クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする</td> </tr> </table>	枠	インボイス枠	複数社連携 IT 導入枠	類型	インボイス対応類型	電子取引類型	補助額	ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分	PC・タブレット等 ～10万円 レジ・券売機 ～20万円	機能要件	会計・受発注・決済のうち1機能以上	左記ITツールの使用に資するもの	補助率	3/4以内 ※小規模事業者は4/5	2/3以内 1/2以内	対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費	クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする
	枠	通常枠	セキュリティ対策推進枠																																	
補助額	5万円～150万円未満	150万円～450万円以下																																		
機能要件	1プロセス以上	4プロセス以上																																		
補助率	1/2以内																																			
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、導入関連費	サービス利用料(最大2年分)																																		
枠	インボイス枠	複数社連携 IT 導入枠																																		
類型	インボイス対応類型	電子取引類型																																		
補助額	ITツール (下限なし)～350万円 内、～50万円部分	PC・タブレット等 ～10万円 レジ・券売機 ～20万円																																		
機能要件	会計・受発注・決済のうち1機能以上	左記ITツールの使用に資するもの																																		
補助率	3/4以内 ※小規模事業者は4/5	2/3以内 1/2以内																																		
対象経費	ソフトウェア購入費、クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分)、ハードウェア関連費、導入関連費	クラウド利用費(クラウド利用料最大2年分) ただし、契約する受注側のアカウント総数のうち、取引先である中小企業・小規模事業者等に供与するアカウント数の割合を乗じた額が補助対象経費とする																																		
	<p>(1)インボイス対応類型の対象経費⇒左記と同様 (2)上記(1)以外の経費⇒補助上限額は50万円×グループ構成員数、補助率は2/3以内((1)+(2)の補助上限額は3,000万円) (3)事務費・専門家費⇒補助率は2/3以内、補助上限額は((1)+(2))×10%に補助率2/3を乗じた額若しくは200万円のいずれか低い方</p>																																			
申請締切	<p>【通常枠】【インボイス枠(電子取引類型)】【セキュリティ対策推進枠】 (6次締切分)2024年8月23日(金)17:00 【インボイス枠(インボイス対応類型)】 (10次締切分)2024年8月2日(金)17:00 【複数社連携 IT 導入枠】:(3次締切分)2024年8月23日(金)17:00</p>																																			
詳細申請方法	<p>IT 導入補助金ホームページ 【URL】 https://it-shien.smrj.go.jp/</p>																																			

(公募要領から引用)

令和6年度省エネ支援サービス「省エネ最適化診断」

※現在Ⅱ期(7月～8月)～Ⅲ期(9月～11月中旬)の診断を受付中。

概要	「省エネ」は最も脱炭素化に有効な手段ですが、省エネ最適化診断は、更に一步推し進め、「省エネ診断」による使用エネルギー削減に加え、「再エネ提案」を組み合わせることで、脱炭素化を加速する支援サービスです。
診断メニュー費用	・A 診断: 専門家1人診断: 10,670 円(税込) ・B 診断: 専門家2人診断(説明会は1人): 16,940 円(税込) ・大規模診断: 事前打合せ+専門家2人診断: 23,760 円(税込)
年間エネルギー使用量目安(原油換算)	・A 診断: 300kL 未満 ・B 診断: 300kL 以上 1,500kL 未満 ・大規模診断: 1,500kL 以上
診断対象事業者	以下のいずれかの条件に該当する場合は対象 ・中小企業者(中小企業基本法に定める中小企業者) ・会社法上の会社に該当せず、年間エネルギー使用量(原油換算値)が、原則として 100kL 以上 1,500kL 未満の工場・ビル等 (但し、100kL 未満でも、低圧電力、高圧電力もしくは特別高圧電力で受電している場合は可)
診断件数	1事業者あたり原則1件 ※中小企業庁が実施している「経営革新計画」認定企業(中小企業)は優遇措置として2件可能
診断内容	【診断及び提案項目】 ・設備・機器の最適な使い方 ・メンテナンス方法の改善による省エネ ・温度、照度など設定値の適正化 ・高効率機器への更新 ・排熱等エネルギーロスの改善、有効利用 ・太陽光発電など再エネ設備導入提案 【診断結果のご説明】 経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧にご説明 ・提案内容による改善効果(エネルギー削減量、コスト削減額、CO2 削減量) ・エネルギー管理に関するアドバイス
診断予定件数	令和6年度: 540 件程度
詳細	省エネ・節電ポータルサイト 【URL】 https://www.shindan-net.jp/

3. 経営教室

国際税務教室

所得税法上の居住者・非居住者の判定基準

所得税法上、「居住者」は全世界所得について納税義務を負う(※1)のに対して、「非居住者」は国内で発生した所得についてのみ納税義務を負います。したがって、所得税法の取扱いについて考える場合、「居住者」及び「非居住者」への該当性は重要なポイントとなります。

「居住者」と「非居住者」は、国内における「住所」(又は「居所」)の有無によって判断され(※2)。所得税法には「住所」の定義はおかれておりませんが、民法(※3)の借用概念として「生活の本拠」を指すものとされています。その判定は、①住居、②滞在日数、③職業、④国内において生計を一にする配偶者その他の親族の有無、⑤資産の所在といった、その者を取りまく客観的事実を総合して検討するとされています。

このように「住所」の判定は画一的でないことから、判断に困惑する場合も想定されます。そのため、所得税法施行令、所得税基本通達において、「住所」の有無についての事実を推定する規定がおかれています(※4)。それらにおいて、国外に居住することとなった個人についてみれば、国外において継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有する場合には、国内に住所を有しない者(=非居住者)と(推定すると)されています。しかし、当該推定規定は、事実が直接証明される場合には適用されないことに注意が必要です。したがって、海外で一定の職業についている場合においても日本と海外を行き来するなどしている者についての判定は、推計規定ではなく、原則とされる「生活の本拠」の有無によりなされることとなります。

(※1) 居住者のうち非永住者を除く (※2) 所得税法2条 (※3) 民法22条 (※4) 所得税法施行令14条、15条、所得税基本通達2-1

国内税務教室

NTT 通信料等のインボイス対応が6月以降から変更

通信料金や電気料金に係るインボイスについては、その通信会社等の専用ウェブサイトより電子インボイスとしてダウンロードする形で提供している。顧客である法人等では、ダウンロードに手間がかかるとの声があがっていた。そのためインボイス制度開始後はじめてインボイスの交付対応を一部見直すことになったため変更内容等を取り上げる。

「NTTファイナンス」が顧客に提供する請求書等は専用サイトWebビリングにて電子インボイスをダウンロード又は紙のインボイスを依頼していたが、令和6年6月請求分より毎月郵送される請求書等にインボイス番号が記載されインボイスの様式に変更。同様に「NTTドコモ」は専用サイトMy docomoにて電子インボイスをダウンロードしていたが、令和6年6月請求分より毎月郵送される請求書等にインボイス番号が記載されインボイスの様式に変更。「NTTコミュニケーションズ」はビリングステーションやOCNマイページから電子インボイスをダウンロードしていたが、令和7年1月請求分より毎月郵送される請求書等にインボイス番号が記載されインボイスの様式に変更。これに対し、「NTT東日本」「NTT西日本」の主に加入電話、フレッツ光等に係る請求書については、現在インボイスの対応を検討中で今後も専用サイトから電子インボイスをダウンロード又は紙のインボイス送付依頼となる。なおNTT各社専用サイトは電子帳簿保存法の電子取引制度の検索要件を満たさないため、電子インボイスを保存する場合、ダウンロードして自社での保存対応が必要なことは今まで通りとなる。

(「国際税務教室・国内税務教室」執筆者)

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号: 058-295-7077 058-295-2055 (岐阜事務所) / 052-433-2112 (名古屋事務所)

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

<MEMO>

編集・連絡先:
十六銀行
ソリューション営業部
(058-266-2664)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。